

# 令和6年度 御高町 伏見地区ごみ・資源物収集日程と分別品目

|      |               |         |
|------|---------------|---------|
| 可燃ごみ | 収 集 日         |         |
|      | 里・洞・青木・稲荷台・高倉 | 毎週月・木曜日 |
|      | 上記以外の自治会      | 毎週水・土曜日 |

★可燃ごみは祝日等も収集します。(ただし、12月31日から1月3日までは収集しません。)  
 ★可燃ごみは町指定ごみ専用袋で**必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに**可燃物集積所へ出してください。  
 ★**夜は絶対に出さないでください。**ごみ集積所の付近の人が大変迷惑をします。

## 不燃ごみ(金物類・ガラス類)・粗大ごみ・資源物・特別ごみ収集日

| 種 類           | 毎 月 の 収 集 日                    |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |
|---------------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|               | 4月                             | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月      |
| 資源物分別収集       | 21日                            |        | 16日    |        | 18日    |        | 20日    |        | 15日    |        | 16日    |         |
| 金物類・ガラス類・粗大ごみ | 16火                            | 21火    | 18火    | 16火    | 20火    | 17火    | 15火    | 19火    | 17火    | 21火    | 18火    | 18火     |
| プラスチック製容器包装   | 4木 18木                         | 2木 16木 | 6木 20木 | 4木 18木 | 1木 15木 | 5木 19木 | 3木 17木 | 7木 21木 | 5木 19木 | 9木 23木 | 6木 20木 | 6木 20木祝 |
| 乾電池・陶磁器類      |                                |        | 11火    |        |        |        |        |        | 10火    |        |        |         |
| 乾電池・蛍光管・水銀体温計 | 御高町役場・各地区公民館にて随時回収(閉庁時・休館日を除く) |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |

★金物類・ガラス類・陶磁器類およびプラスチック製容器包装は町指定の専用袋、粗大ごみは町指定シールで**必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに**不燃物集積所へ出してください。  
 ★資源物は各自治会・アパートの分別ステーションへ出してください。  
 ★**夜は絶対に出さないでください。**まちがったごみや資源の出し方をするとごみ集積所や分別ステーション付近の人が大変迷惑をします。  
 ★ごみ集積所や分別ステーションは各自治会・アパートの管理です。

## 資源物分別収集対象品目(15品目) 資源物の収集時間は各自治会・アパートで決められた時間です。

|  |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
| <b>① スチール缶</b><br>        | <b>② アルミ缶</b><br>    | <b>③ 無色ペットボトル</b><br>        | <b>④ 有色・その他ペットボトル</b><br> | <b>⑤ 無色(透明)びん</b><br> |
| <b>⑥ 茶色びん</b><br>         | <b>⑦ その他色びん</b><br>  | <b>⑧ 再利用びん(リターナブルびん)</b><br> | <b>⑨ ダンボール</b><br>        | <b>⑩ 新聞紙</b><br>      |
| <b>⑪ 雑誌類(新聞広告を含む)</b><br> | <b>⑫ 飲料用紙パック</b><br> | <b>⑬ その他紙製容器包装</b><br>       | <b>⑭ 家庭用廃食油</b><br>       | <b>⑮ 古着類</b><br>      |

**缶(食品用に限り)**  
 ■潰さないでゆすいで出してください。  
 ■油の入っていた缶は出せません。  
**ペットボトル(食品用に限り)**  
 ■潰さないでゆすいで出してください。  
 ■キャップやふたははずしてください。  
 ■ラベルははがして出してください。  
**ガラスびん(食品用に限り。ガラスびん以外は出せません)**  
 ■ゆすいで出してください。  
 ■ラベルはとらないでください。  
 ■化粧品や油の入っていたびんは、不燃ごみガラス類に出してください。  
 ■割れていても出せます。  
 ■キャップやふたははずしてください。  
**紙類(ひもで十字にしぼってください)**  
 ■紙パックは、内側にアルミニウムを使用せず、500ml以上のものが対象です。  
 ■ダンボールなどについているビニールテープなど、取れるものは取ってから出してください。  
**家庭用廃食油(機械油等非食品の油は出せません)**  
 ■空きペットボトルに入れてキャップをして出してください。  
**古着類**  
 ■洗ってから出してください。  
 ■ボタン、ファスナーやジッパー等は取らないでください。  
 ■濡れたもの、汚れのひどいもの(ペンキや油汚れなど)、破れたものや臭いのひどいものはごみで出してください。  
 ■濡れないように、中身の見えるビニール袋に入れて出してください。

## プラスチック製容器包装対象品目 このマークが目印です。

|   |   |  |   |   |   |
|---|---|--|---|---|---|
| <b>廃プラスチック</b><br><small>(透明・半透明な食品用容器)</small><br> | <b>発泡トレイ・発泡スチロール</b><br> | <b>あみ、ネット類</b><br> | <b>カ ッ プ 類</b><br> | <b>袋 類</b><br> | <b>ボトル・チューブ類</b><br> |
|---|---|--|---|---|---|

※プラスチック製容器包装は、指定袋に入れて出してください。  
 ※指定袋を出す場所は、各自治会(アパート)の不燃ごみの集積場です。(一部異なる場合があります。)  
 ※指定袋は、スーパー、コンビニなど御高町指定ごみ袋取扱店又は御高町役場住民環境課、役場出張所で販売しています。  
 ※汚れが落ちない場合は、可燃ごみとして出してください。  
 ※プラスチックの製品(歯ブラシ、ハンガー、おもちゃ、カゴ等)は容器包装ではないため、可燃ごみとして出してください。  
 ※ペットボトルは自治会の分別収集に出してください。

## 町では収集しないごみ 次のものは収集ができません。販売店等に引取ってもらうか、専門業者に相談してください。

家電6品目(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、揮発油(ガソリン・ベンジン・シンナー等)、灯油、廃油類、花火、火薬類、多量の発炎筒、トナー、多量の草木類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、原付自転車、エンジン付農機具、消火器、塗料、塗料の入った缶、浄化槽、プロパンガス、ボンベ、ピアノ、農薬、殺虫剤、容器入りの薬品、注射針、有害性のある薬品類の容器、注射筒、点滴用チューブ、試験管、汚物、汚泥、動物の死骸、鉄骨材(形鋼 厚さ5mm 幅4cm 長さ1m以上のもの)、火災・爆発等の危険性があるもの、鉄材(厚さ6mm 幅30cm 長さ50cm以上のもの)、薬品、医療廃棄物、多量の角材・廃材等(直径10cm 長さ1m以上のもの)、電動自転車、破碎処理できないもの等

問合せ先 御高町役場住民環境課 環境整備係 電話 0574-67-2111 裏は「資源とごみの出し方」です。

